

令和元年10月21日  
総務部 税務課  
043-223-2126

## 令和元年台風15号による被災納税者に対する県税の申告・納付等の期限の指定について

令和元年台風第15号により被災した納税者の方に対しては、県税に関する申告・納付等の期限を、地域を指定して当面の間延長する措置を講じていましたが、被災後の状況等を踏まえ、期限延長の期日を令和元年12月2日と指定しました。

なお、指定地域内に住所等を有する方で令和元年台風第19号により被災した方についても、申告・納付等の期限が令和元年12月2日まで延長されます。

### 1 指定地域及び延長後の申告・納付等の期限

指定地域（25市15町1村）	延長後の期限
千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	県税の申告・納付等の期限が、令和元年9月9日から令和元年12月1日までの間に到来するものについて、 <u>令和元年12月2日</u> とする。

※ 令和元年12月2日以後においても、県税について引き続き申告等ができないと認められる場合には、個別の申請に基づいて期限を延長することができますので、県税事務所に御相談ください。

※ 台風第19号により被災された納税者の方

(1) 「1 指定地域及び延長後の申告・納付等の期限」に掲げる指定地域内に住所等を有する方

県税の申告・納付等の期限が令和元年9月9日から令和元年12月1日までの間に到来するものについて、特別の手続をすることなく、令和元年12月2日まで延長されます。

(2) (1) 以外の方

個別の申請に基づき期限を延長することができますので、県税事務所に御相談ください。

※ 国税や市町村税については、管轄の税務署又は市町村へお問い合わせください。

## 2 その他（徴収猶予及び減免等）

台風第15号で被災した納税者の方については、県税に関し以下の救済措置が適用される場合がありますので、県税事務所に御相談ください。

なお、台風第19号で被災した納税者の方についても、同様の救済措置が適用される場合がありますので、御相談ください。

(1) 徴収猶予

納税者とその財産について、災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められるときは、申請に基づき納税が猶予される場合があります。

(2) 減免等

申請に基づき、次の税目について減免などが認められる場合があります。

個人事業税	災害により事業用資産について損害を受けた場合
不動産取得税	災害により滅失もしくは損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合、または取得した不動産がその取得直後に災害により滅失もしくは損壊した場合
軽油引取税	特別徴収義務者が災害により代金および軽油引取税を受け取るができなくなった場合、または失った場合
自動車税	災害により自動車の損害を受けて、運行の用に供することができない場合